

苦情の受付 及び 解決結果のご報告

報告番号 決令 5 第 1 号

令和 6 年 3 月 3 1 日
株式会社 ニューマン
マミー東京
管理者 大郷 大介

社会福祉法 第八十二条 及び 厚生省児童家庭局長通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（平成29年 3 月 7 日児発第575号）」に基づき、下記のとおり苦情解決結果の公表を致します。

記

日	発生年月日	令和	年	月	日	発生時刻	時	分	☐ 不詳
時	受付年月日	令和	年	月	日	受付方法 ☐ 対面 ☐ 電話 ☐ メール			
苦 情 概 要									
苦 情 解 決 の 報 告	令和 5 年度は苦情はありませんでした。								
委 員	第三者委員への報告の要否					☐ 要 ☐ 否			
	話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否					☐ 要 ☐ 否			

以 上